

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第6回 会議の記録

日時	平成 22 年 7 月 12 日(月) 18:45～21:00
場所	浦和コミュニティセンター第13集会室
参加者 敬称略	(委員) 計 19 名 歌川 光一 / 内田 智 / 遠藤 佳菜恵 / 小野田 晃夫 / 栗原 保 / 小林 直太 / 中田 了介 / 古屋 さおり / 細川 晴衣 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 / 伊藤 巖 / 染谷 義一 / 中津原 努 / 東 一邦 / 富沢 賢治 / 福島 康仁 / 三宅 雄彦 / 吉川 はる奈(欠席者:高橋 直郁) (事務局:さいたま市) 計 8 名 企画調整課副参事 高根哲也 / 企画調整課主幹 松本 孝 / 企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二 / 総合振興計画係主査 松尾真介 / 総合振興計画係主査 大砂武博 / 総合振興計画係主査 島倉晋弥 / 総合振興計画係主任 高橋 格 / 企画調整課企画係主任 清水慶久 (地域総合計画研究所) 計 3 名 森井緑朗 / 松岡宏 / 細田祥子 (傍聴者) なし
配布資料	・次第 ・席次 資料1 適正な市政運営に関する主な取組等について 資料2 グループ検討の進め方 参考資料1 さいたま市議会基本条例逐条解説 参考資料2 タウンミーティングにおける主な意見(6月19日岩槻区・見沼区)

### 1 開会

司会(事務局)

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(本日の進め方、配布資料の確認)

### 2 議題

(1)「制限機能」に係る市の取組等について

事務局

(資料1及び参考資料1について説明)

- ・ 前回、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に関して、「市民、市民活動団体、大学及び事業者の役割」という記述があり、なぜ「大学」で「学校教育法の学校(高校等)」は含めてないのか、という質問があったので回答したい。
- ・ 所管である市民活動支援室に確認したが、大学は専門的で多分野にわたる情報や資源を有しており、地域を構成する一員として、その特性を活かして市民活動や協働事業に参加したり、支援することが特に期待され、また市内に大学が数多くあることから、強調して表記したということである。また、高校や専門学校も地域を構成する一員であり、教師や職

員、学生が市民活動を行うのであれば「市民活動団体」の定義に含まれるという回答であった。いずれにしても、地域社会を構成するものの範囲は大きくとっている、ということである。

- ・ なお、東委員からいただいた資料によると、条例の基礎となった市民活動推進委員会の提言では、「大学や企業などとの連携」という文言が使われており、これは、青年会議所や生協なども人的・物的資源を持っており、これらの団体まで広げて、連携し協力し合っていきたいという意味を込めて「など」と表記しているようであるが、条例では「市民、市民活動団体、大学及び事業者」となっており、詳細は分からなかったが、条例の逐条解説（第8条第5号）を見ると、「人的、物的資源を持つ大学や企業などとの連携を図ることが重要」という説明があり、おそらく市民活動団体の連携・協力の相手としてそれらも含めたのではないかと思う。

#### 湯浅委員

- ・ 資料1の説明の中で、地方自治法第2条第4項「基本構想の策定義務付け」が撤廃される可能性があると思ったが、その改訂案の主旨等を知りたい。

#### 事務局

- ・ 地方分権改革推進委員会が平成21年10月に第3次勧告を行っている。その中で、法律により自治体の事務を義務付けるのは地方分権の主旨から不適切との考え方により、見直しが検討されている。
- ・ その一つとして、基本構想の策定義務付けを撤廃する案がある。国が法律によって自治体に義務付けるのではなく、自治体がそれぞれ定めるか定めないのかを決めるべき、という主旨と考える。
- ・ この変更を含む地方自治法の改正案は、参議院では可決したが、衆議院では「継続審議」となっている。

#### 中津原副委員長

- ・ 都市計画マスタープランについても、策定を法律で定められているが、議決事項とはなっていない。ただ、最近では議決事項とする自治体も増えているようだ。さいたま市では、議会に対して報告のみを行っている。

#### 福島委員長

- ・ 他に質問がなければ、グループ検討に入る。

#### (2)自由討論

(グループ検討の記録については別紙参照)

#### 【グループ検討を踏まえた意見交換】

##### 富沢委員

- ・ 第1班では、自治会の重要性が議論された。第3班でも自治会について「見える化」や「条例における位置付け」などの議論がされたようだが、もう少し詳しく聞きたい。

##### 三宅委員

- ・ 第1班と同様の文脈だった。市民が意見を言うルートとして自治会がある。しかし、あらゆる市民が加入しなければならない、というのは不適切だろう。それよりは、自治会活動

の中が見えるようにし、積極的に参加してもらおうようにすることが大切だ、という議論だった。

中津原副委員長

- ・ 第2班でも、自治会という話ではなかったが、市民と行政の間を媒介する機能が必要だという意見があった。行政組織のタテ割りの壁を越えて市民の意見を集約するような機能である。

東委員

- ・ 同じく第3班の発表の中で、「市民と行政の協働」だけでなく「市民と議会の協働」という発言があったが、どのような意味か。

三宅委員

- ・ 特にそれぞれの協働を議論してはいない。大きな意味、広い意味での「協働」について意見があった。

東委員

- ・ 同じプラットフォーム、ステージで論じようという趣旨であるなら分かる。

中津原副委員長

- ・ 第2班では、住民投票についても議論があったが、お金がかかりすぎるなどハードルが高いようだ。どのグループも、もっと身近に、市民、議会、行政が共に考えられる場があるといい、というのが共通している。

東委員

- ・ 関連して、1班では、区にもっと権限を持たせ、市民に身近なところで意思決定できるようになるといいという意見があった。

歌川委員

- ・ 第1班の発表の中で、公民館の活用ということがあったが、公民館は教育委員会の管轄ということもあって、行政機関としての役割を果しづらかったという経緯があると思うがどうか。

東委員

- ・ 管轄の違いについては確かにその通りだが、一方、利用している市民の意識からすればもっとも身近な施設であると思う。だとすれば、社会教育施設は教育委員会の管轄というところから離れて、より身近な「かけこみ寺」としての機能を新たに持たせるように考え直してはどうか、という提案である。
- ・ 『コミュニティ関連施設検討会議』の検討でも、コミュニティ課が所管する「コミュニティセンター」と教育委員会が所管する「公民館」の両方を「地区センター」と捉えてはどうかという考えが示されている。

中津原副委員長

- ・ 制限機能について、細かく規定すれば条例として分かりにくくなる。この点が今後の課題となるだろう。市民みんなが読んで、理解するものになることが重要である。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 市民みんなが読む、市民の意識改革などのキーワードが出された。
- ・ その上で制限機能を考えていかなければならない。自覚を持った市民の声が届く仕組み、参加しやすい仕組み、声がフィードバックされる仕組みが必要というのは3つのグループ

で共通していた。これらの仕組みをつくることによって「市民が権力をしぼる」ということになるのだろう。

- ・ また、それを具体化する制度として、情報共有、住民投票、その他選挙以外の制度が挙げられた。
- ・ 次回は7月26日(月)に開催する。

### 3 その他

#### 事務局

- ・ 第5回会議録について、後日最終確認をお願いする。
- ・ 次回も浦和コミュニティセンターにて開催する。
- ・ なお、この後、運営委員及び広報チーム委員は残って頂きたい。

### 4 閉会

#### 司会

- ・ これで、「第6回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とする。ありがとうございました。

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第6回会議 グループ検討の記録

テーマ:「市民が権力をしぼる」には、どのような制度や取組が必要か。  
(自治基本条例が「制限機能」を果たすには、どのようなことを規定したらよいか。)

### 第1班

〔委員〕

東(発表者)、染谷、中田、福島、古屋、富沢、吉川

#### 1. 議会

【議会の解散権】

- ・ 議会にも市長にもそれぞれの権限がある。議会にも解散する権限があるが、議会で首長への不信任決議がなされたら、首長は議会を解散できる仕組みにもなっている。
- ・ 名古屋市では、市長に対する不信任決議に対して、市長が拒否権を発動したケースもある。
- ・ 海外では、地方自治体の首長が議会を解散出来る仕組みを持っている国はあるのだろうか。
- ・ 自治基本条例で、議会の解散権についての必要な事項を定めることも、検討の対象になるのではないか。

【議会における市民の発言権】

- ・ 議会の傍聴者は発言を許されることはない。傍聴の市民にも、発言権は与えられないものだろうか。

【議事テーマの事前公開と市民の参加】

- ・ 議会の開催中に、当日のテーマが何であるかが明確に分かりやすく示されると、市民が議会への傍聴など、参加しやすくなる。
- ・ 現在でも、議会中の議題は事前に明らかにされているが、議題の内容をもっと分かりやすく、また、傍聴手続きも簡単にして、市民の議会との関り方を敷居の低いものにしたい。
- ・ 議会での議題が事前にわかれば、そのテーマについて市民と議員とが相談して内容を深め、それを議会での討議に載せれば、市民の議会への関与、関心もより深まるのではないか。一方、議員が市民と同じレベルで議論をすることは難しいし、また議会としての“生産性”からしてみれば、無駄なことという考えもある。

【地元意識と議員の選挙】

- ・ 市民と議員との間に緊張感が無い。地元の住民は、議員を地区の代表として票を入れている面がみられる。また、議員も地元意識に捉われている。

【議会からの自治基本条例策定】

- ・ 今回、市長から市民に自治基本条例の策定を依頼されているが、議会から依頼をされて市民が策定する、あるいは、議員と市民とが一緒に策定する、という道筋があってもよいのではないか。

【議員数削減による弊害】

- ・ 市町村合併は、分権化の流れでもあり、議員定数削減という狙いもあった。

- ・ 議員一人当たりの人口は減っている。次回選挙でも定数が減る予定である。
- ・ 議員数が減ると、市民と議員との距離はさらに遠くなる。議員削減については、まるでたいした仕事をしてないのだから減らしてしまえといわんばかりの発想は疑問である。議員削減は、市民と議会や議員との関わりを薄くすることにもなるわけで、そうした視点からも検討すべきではないか。

### 3. 行政

#### 【市長の権限】

- ・ 他の自治体で、市長が勝手に職員の給与を削減したという報道があるが、市長という権限でそこまで強権的に出来るのか。
- ・ 権限としては、国の大臣よりも自治体の首長の方が権限はあるという見方もある。大臣は直接国民からは選ばれないが、首長は直接選挙で選ばれて出てきている違いもある。

#### 【市長との対話、相談、提案】

- ・ 「わたしの提案」(市長への提案)制度があり、市民が直接市長に提案等ができるようになっている。「わたしの提案」を出すと、必ず回答が返ってくる。市長の指示のもと、担当セクションが回答文案を作成し、必ず市長が目を通して回答することになっている。
- ・ 「わたしの提案」は、提案・回答内容を公開している。同じく、タウンミーティングもその議事録は公開されている。タウンミーティングは、市長と市民が直接話が出来ようになっており、過去のさいたま市の行政ではなかったことである。

#### 【応答責任の充実】

- ・ かつて、ある検討会の結果等がどのようになったかの回答や進捗についての説明がなく、行政に“しつこく”相談し問いただして応えてもらったことがあった。市民が“しつこく”問いただしたからこそ応えてもらったということの事例から、この“しつこさ”の仕組みをどうつくれるか、また、市民に“しつこさ”の必要性をどう自覚してもらえかが、求められるのではないか。
- ・ 行政にも相談窓口があり、例えば子育てに関して相談できる仕組みはあるが、実態としては敷居が高く、相談に行き難いのが市民感覚である。そうした意味では、今ある行政の相談機能は、本質的に不十分である。

### 4. 自治会

#### 【過去の自治会の役割】

- ・ 昔は、自治会からの議員選出があったが、最近は少なくなった。
- ・ かつて自治会は行政の末端組織としての機能をもっていたが、現在は、個人情報保護の観点からそうした機能は無くなった。

#### 【自治会の相談機能】

- ・ 市民の様々な陳情や相談の総合的な窓口が必要である。例えば、その窓口が自治会であってもよいのではないか。
- ・ 市民の抱える問題は、今日的には、自治会レベルで解決される問題が多い。健全な自治会がその窓口の役割を持ち機能させていく必要がある。自治会活動の活性化にもつながることである。

#### 【自治会とNPOの二つの相談機能】

- ・ 民生委員は自治会から推薦されるが、問題を抱えた市民の中には、近所の民生委員に相談するのはイヤだといって、NPOなどに相談にくる人もいる。身近な相談相手として、自治会などのエリア型の地縁組織をあてにしている市民と、NPOのようにテーマ型の団体をあてにしている市民とがある。この二つの装置を視野に入れながら、行政に市民の抱える問題を反映できるような仕組みを検討する必要がある。

#### 【市民の自治会への参加】

- ・ 市民にも、市民自らが自治会活動に参加していないと、自治会の持つ機能を担えないという自覚を持ってもらうことが大事である。
- ・ 一方、自治会長などは、元気で時間のあるリタイアした人等しか出来ないのも現実である。

### 5. 公民館

#### 【公民館を身近な“かけこみ寺”に】

- ・ 市内には58館の公民館がある。公民館はもっとも市民にとってもっとも身近な公共施設であるといえる。何か問題があったら、とにかく公民館に行けば「この問題は役所に」「あるいは「この問題は自治会に」「この問題は民生委員に」「この問題はNPOに」「あるいは「社会福祉協議会に」「地域包括支援センターに」とつなげられるような機能を持つようになると思う。公民館が社会教育施設であることに閉じこもらず、“身近なかけこみ寺”のような機能を持つようになってほしいと思う。

#### 【公民館と行政の連携】

- ・ 公民館と行政との連携は弱く、公民館の活動も公民館側が独自に自主的に行っている。教育委員会の下にある公民館の機能を検討し直す必要があるのではないかと。

#### 【公民館と自治会の連携による相談窓口機能】

- ・ 公民館と自治会とは、直接リンクする関係ではない。しかし、歴史的には、自治会を担ってきた人たちが公民館を支えてきたという現実がある。これからは、公民館が、自治会だけでなくNPOも含めたその他の様々な市民・民間の資源や行政機関と結びつき、市民の相談や要求などを受けとめられるような、あるいはつなげられるような仕組みをつくるのが考えられてもいいのではないかと。

### 6. 市民の苦情、要求

#### 【市民の苦情、要求の体系化】

- ・ 一人の市民の発言、陳情だけでなく、複数の市民がまとまって発言、陳情する仕組みが必要である。例えば、全国都道府県に全て飛行場が出来たが、今となっては無駄なこととして多くの国民からも受けとめられている。国民には無駄だと思っていた人もいたが、飛行場建設を制限することが出来なかった。市民の声が、例えばこうした事業等の大きな流れを制御できるような仕組み、組織が必要である。
- ・ 市民の苦情が組み上がっていく仕組みがない。区民会議もコミュニティ会議もそうした仕組みになっていない。
- ・ NPOでは「中間支援組織」という言葉があって、同じような活動をしているけれど出会ってなかったり、別々の課題に取り組んでいるけれども協力し合ったらお互いにプラスになるような活動を結びつけるための仲介役の機能をもつ組織のことを言う。こうした中

間支援機能を区民会議がさらに幅広い分野同士の間で持つことができたらいいと思う。

【市民の苦情、要求のフィルタリング機能が必要】

- ・ 市民の抱える問題は多様化している。DVの被害、ひきこもりの問題、派遣斬りの問題などは数年前だったら社会的な問題としてとりあげられることはなかった。これからも新しく起こってくる問題は増えていくだろうし、それらの問題に行政だけがすべて対応することはできない。市民の抱える問題を自治会やNPOの機能を有効に活用して、市民自身が解決していくことが時代の要請であると思う。それが、市民と行政がともに担う「新しい公共」ということではないか。そうした機能が有効に働けば、市民自身の解決できる問題は市民が、行政が解決しなければならない問題は行政にという補完性の原則によって、フィルタリング機能を果たすことにもなるのではないか。

【区行政による市民の身近な意思決定】

- ・ 市民の苦情が、行政マターに置き換わってしまうと「お金」に絡むこととなり、また、お金に関わることは優先順位が問われることにもなる。優先順位の判断、または基準等を市民がつくっていくという方向性も考えられる。
- ・ こうした優先順位の判断や基準等は市民の身近なところで行われることが大切で、例えば、市民の苦情フィルタリングを自治会で行い、予算を市民に近い「区」に落とし、「区」が優先基準に基づいて予算執行するという方向性が考えられる。「区行政」を確立し「顔の見える行政組織」とすることでもある。
- ・ しかし、この考えは、市町村合併して政令市になったことと逆行することにはならないのか。

## 7. 地方分権

【行政からのNPO等や市民への分権】

- ・ 市から区への分権、市からNPOや自治会など市民資源への分権という流れをどうつくりだすかが考えられなければならないのではないか。

【公募委員の選定について】

- ・ 今回の自治基本条例について、20人中12人の公募市民を委員に選定して条例案を策定しようなどということは、ひと昔前の行政では考えられなかった。昔は、職員だけで条例案も作っていたし、委員会を作っても職員が原案を作って承認を得るだけの装置に過ぎなかった。今回は80人の応募があって、12人が委員になり、その市民自身が条例案を作ろうと論議している。そういう面からは画期的に進化しているといえるが、ただ12人を選んだのは職員であって、行政が根幹の部分を決めているという構造は残っている。もっとも、市民自身が市民委員を選ぶという形を想定すると、もともと条例を策定するのは議会の仕事であって、それは市民の投票で議員を選ぶということと変わらないことになる。行政の設置する委員会や審議会の委員を選ぶための市民委員会を考えるなど、まだ工夫の余地があるのではないかと思う。

## 8. 行政への市民の評価

【市民による市長の評価】

- ・ 市民による市長の評価が常に分かるような仕組みがあるとよい。例えば、事業評価グラフや、マスコミが発表している内閣支持率のような分かりやすい評価を出せるようになると



良い。

【市民による職員評価】

- ・ 役所の中での人事の新陳代謝の必要性は理解するところでもあるが、相談する側の市民としては、人事異動により相談相手が変わってしまうと問題がある。
- ・ 市民が行政職員を評価できるようにならないか。

【市民による行政評価】

- ・ 市民の目で、税金を投資してどれだけの効果があったかの評価が必要である。市民の目線で、政策や事業の検証、評価が求められている。

## 9. 条例の運用検証

【条例制定後の検証、評価】

- ・ 自治基本条例制定後、条例検証の委員会をつくって常に制度を改善していく必要がある。

## 第2班

〔委員〕

細川（発表者）、歌川、内田、小野田、栗原、中津原

### 1. 制限機能の条文について

【制限機能の表現の水準】

- ・ 細かく規定すると、条例全般が分かりにくくなるという問題がある。
- ・ 一方で、抽象的すぎると解釈に幅ができ、かえって問題が出る。

【他の法令との重複や強化も可とする】

- ・ 憲法や地方自治法、市の条例などで制限するものを個別に定めてあるが、重要なものは二重になっても書き入れる、又は、強化する視点で検討する。

【制限機能と構成機能の書き分け】

- ・ 例えば情報公開など、制限機能と構成機能にはどちらにも採れるものがある。どのように整理するか。
- ・ 重複してもよいから両方の面で考え、まとめる段階で、市民からみて重要と思われる視点から整理したらよいと思う。

### 2. 行政の役割

【きれいなまちをつくる】

- ・ 市にはマンション問題、景観などの問題がある。現行制度では、このような案件に対しては合法的で、ストップが効かず、後手になっている。
- ・ きれいなまちをつくるということを条文に盛り込むことが必要だ。
- ・ 行政の役割として、市民と協力してよりよいまちをつくるという視点での条文が必要だ。

### 3. 議会・議員

【議会基本条例との関係】

- ・ 議会基本条例には良いことが書いてある。自治基本条例とのすり合わせが必要だろう。

- ・ 議会基本条例は抽象的な面もあり、自治基本条例では一步踏み込んだものが必要になるのではないか。

【市民の意見を踏まえた意思決定を】

- ・ 行政運営は議会が監視するが、主権者である市民は、議会・市長に決定権をすべて白紙委任したわけではない。
- ・ 市民がすべてを白紙委任したわけではないので、議会や市長は、市民の意見を十分に聞いてから意思決定するなどの義務を盛り込みたい。

【議員の報告義務の具体的な方法】

- ・ 市の議会基本条例では議員の報告義務が示されているが、方法は示されていない。その方法などを自治基本条例で示すことが必要だろう。

#### 4. 市長

【市長の報告義務】

- ・ 市長が市民の声をどう集めて、どう応えているのかを知る方法がない。市長の報告義務について検討したい。

#### 5. 行政職員

【職員の意識改革と育成】

- ・ さいたま市の職員は優秀だと思うので、職員を育成し、力を発揮してもらうことは市政運営に必要な。
- ・ 与えられている仕事をこなすだけでは市政はよくなる。市民の目線、市民感覚で仕事を工夫していくためには、職員の意識改革と育成が必要だと思う。

【行政組織】

- ・ 職員だけにそれを期待するのは無理な面があり、行政組織のあり方の問題が大きい。

#### 6. 情報提供

【行政の市民への情報提供】

- ・ 「情報公開」は市民が請求しないと情報は出てこない受け身なもの。
- ・ 市は、必要な情報を市民に提供することが重要である。

【情報提供の方法】

- ・ 決まってから情報公開されても意味がない。
- ・ 市民生活に影響を与えられる案件は、検討段階から情報を市民に提供する。
- ・ 文書だけではなく、直接会って話ができる生の情報が必要であり、フェイス・トゥ・フェイス形式の情報提供の場を持つ。

【個人情報と情報公開】

- ・ 自らを権力から守るということでは、個人情報保護は必要だ。
- ・ 個人情報保護を理由にして必要な情報が得られないという問題もある。
- ・ 個人情報保護と情報公開との線引きをどのようにしていくか。

【行政情報を横断的に管理する仕組み】

- ・ タテ割り組織から情報が脈絡もなく細切れに出て、全体像を読み取るのが大変難しい。行政は、横断的に情報提供や情報公開ができる情報管理の仕組みを持つことが必要だ。

#### 【行政情報管理の区の役割】

- ・ 市民に身近なところで情報が得られることが重要で、市政情報を総轄するものが区にあるとよい。

### 7. 行政の応答義務

#### 【市民の要求や提案に対する行政の応答義務】

- ・ 今までの都市計画は、全て行政が計画し事業を行っていたが、都市計画法が改正され、市民が計画について提案できる制度が創設された。市には、その提案がどのような経過で処理され、決定されたかの説明責任がある。
- ・ 市民の要求や提案に対して応答義務、説明責任を行政が持つことを条文にする。

### 8. 計画策定・予算編成・評価への参加

#### 【計画策定への市民参加】

- ・ 市民生活に重要な影響を及ぼすと思われる案件には、市民に意見を聴くことを定める。
- ・ 行政の主要計画について、市民の声を反映するために公募委員枠を増やす。
- ・ 審議会などが十分議論でき、検討できるような運営にする。
- ・ 住民投票制度を規定したい。

#### 【予算編成への市民参加と監視】

- ・ 市民が行政に本当にやってほしいことをやらせる、監視の方法が必要だ。それをどのようにやるかが大きな課題だ。
- ・ 行政のやることは予算の形で現れる。予算編成への市民意見の反映と、予算編成段階の監視ができる仕組みが必要だ。

#### 【行政評価への市民参加】

- ・ 行政が何をやったかは決算で現れる。
- ・ 行政評価や検証について、数回だけ検証するのではなく、外部の人や市民が入った委員会等で時間をかけ継続的に行う仕組みがよいのではないか。

### 9. 総合計画

#### 【総合計画の策定と議決】

- ・ 現在、国会で継続審議の地方自治法の改正案では、基本構想の策定義務や議決については自治体の判断となるので、総合計画の策定、基本構想などの議決など、条例で定めることが必要だ。

## 第3班

### 〔委員〕

遠藤（発表者）、伊藤、小林、三宅、渡邊、湯浅

#### 1. 「制限機能」の考え方

##### 【権力の制限とは】

- ・ 「権力の制限」を考えるにあたっては、市民と「議会及び議員」の関係、市民と「市

長及び執行機関」の関係、また、市民と「議会及び市長（執行機関）」との関係、この3つのアプローチがある。

- ・ 「権力の制限」とは、つまり、「議会」及び「市長（執行機関）」に市民が「何をやってもらうか」を考えればよい。

【市民と議会・行政の関係について重視する】

- ・ 「市長（執行機関）及び議会」の仕事の中には、「市民に対して行う仕事」と、「市民には直接的には関係のない仕事」がある。後者の「市民には直接的には関係のない仕事」については、条例であれこれ定めても一般の市民には理解できないし、関心がないことではないか。

## 2. 市民が市政に問題提起し、意見を言える仕組み

【市民が市政に意見を言える場】

- ・ 議員や市長を4年に1度、選挙で選ぶが、市政の全てを白紙委任したわけではない。「市政に対して市民が意見を言える方法」を自治基本条例でつくりたい。
- ・ 現在の地方自治法に規定されている「意見を言える方法」ではなく、現実起きて、市民が実際に感じている問題について意見を述べる場が必要だ。

【住民投票のような直接民主主義とは異なる仕組みを】

- ・ 住民投票のような直接民主主義を行うには、相当議論を煮詰めて、論点を単純化しなければならない。より自由に幅広く「市民が市政に問題提起や意見を行う場」とはならない。
- ・ 一般市民の感覚として、「どこに、誰に言ったらいいか」が分からない。市政が身近に感じられない。
- ・ 市長のタウンミーティングはそのような場の一つではある。
- ・ 誰が市長になってもタウンミーティングを実施するように自治基本条例で義務付けるという方向性も考えられる。

【市民の問題提起を総合的に受け止めてくれる窓口】

- ・ 市民の相談、意見、問題提起に対して、タテ割の組織、窓口ではなく、総合的に判断してくれる窓口があるといい。
- ・ 行政のできること、できないことだけを回答するのではなく、市民が間違っていればそのことも指摘してくれるような場が理想だ。
- ・ 類似の取組としては、区役所ごとにワンストップサービスを実施している。

【議会と市民との対話】

- ・ 市民から問題提起し、意見を出しやすい市政を実現するには、市民から議会に請願した内容を広く他の市民にも見えるようにしたい。
- ・ 書類で請願するのではなく、その市民が議会に出向き、自ら説明するなど、議員の討論があるよい。

【議会が市民の意見を聞く場】

- ・ 議会が、超党派で市民の意見を聞く場を設けている事例があり、よい取組だと思う。

## 3. 自治基本条例の意義

【地方自治法では不十分】

- ・ 地方自治法には、市民の参加権など足りない部分がある。

- ・ 制定された当初はともかく、現在において、地方自治法は時代に合わなくなっていると思う。

【地方自治法やその他法律、条例でも十分では】

- ・ 地方自治法のような大まかな仕組みで十分ではないか。細かな点は他の法律や条例に定められている。
- ・ 行政運営の改善を図るなどの目的があったとしても、条例で細かく決めれば達成できると思えない。
- ・ 市民に対しても条例で定めることの効果がどれくらいあるのか。一人ひとりの意識の問題が大きい。

【市民と市政の関係のインデックス化】

- ・ 市民にとって、市政に意思表示を行うための手続、制度、仕組みは既に多々あるが、全体像が分からないので、それをインデックス化して分かりやすくするのが自治基本条例の目的だと考える。
- ・ そのため、制定後の普及啓発もあわせて重要になる。学校教育との連携なども考えたい。

#### 4. 自治基本条例の背景となる「協働」について

【市民と行政が共に何をできるのか = 『協働』が大きなテーマ】

- ・ そもそも、自治基本条例の制定が必要とされる背景には、市政への参加も含んだ広い意味での「協働」の必要性があると思う。
- ・ 「協働」とは、危機管理の側面から考えると分かりやすい。例えば災害や財政破綻などの「困った状況」になったとき初めて、人とつながろう、ネットワークが必要になると思う。
- ・ この意味では、「協働」とは、市民や行政の権利・責務、制度などを語るのではなく、「みんなでどうするのか？」という運動として考えるべきだと思う。

【地域の危機管理と自治会】

- ・ 将来、地域で個人の情報を共有しないと危険な状態になる。災害時や孤独死などに備えて、誰がどこに住んでいるのかを把握する必要がある。
- ・ 民生委員は知っているが、守秘義務があり、いざと言う時に地域で支えあえるかどうか分からない。
- ・ 住民の高齢化に伴って、最近になって自治会に加入し直したマンションがあった。自治会への期待は大きいと思われる。

【自治会を自治基本条例にどう位置付けるのか】

- ・ 地域の自治に関して、自治会の役割は大きく、自治基本条例で何かしら位置付けることを考えたい。

自治会はあくまでも任意の団体であり、その位置付けにおいて現在うまく機能していると考えているので、条例で位置付けられ、過度な期待をされるのは困る。

【『見える化』が共通の課題】

- ・ 多くの住民にとっては自治会の活動が見えず、魅力や役割が分からない。自治会も、議会も行政も、『見える化』が重要だ。

以上